

# 平成16年第5回教育委員会臨時会記録

平成16年7月21日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会臨時会記録

日 時 平成16年7月21日(水)午後1時00分～午後1時13分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員 長 大藏 雄之助  
職務代理者  
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ  
教育長 納富 善朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博 継

学校適正配置担当部長 上原 和 義 庶務課長 和田 義 広

学校運営課長 馬場 誠 一

学校適正配置担当施設課長 吉田 順 之 指導室長 松岡 敬 明

社会教育長 武笠 茂 中央図書館長 倉田 征 壽

スポーツ課長  
中央図書館次長 清水 文 男

事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石井 康 宏  
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 12 名

### 会議に付した事件

#### (議案)

議案第41号 「杉並区立小中学校適正配置基本方針」について

## 目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 議案審議

議案第 41 号 「杉並区立小中学校適正配置基本方針」について・・・・・・・・ 3

**委員長** 定刻になりましたので、ただいまから第5回教育委員会臨時会を開催いたします。大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日の議事録の署名委員は、大蔵委員にお願いいたします。本日の議事日程はご案内しましたように、議案が1件です。

では、日程第1、議案第41号『「杉並区立小中学校適正配置基本方針」について』を上程し、審議させていただきます。学校適正配置担当課長から説明をお願いします。

**学校適正配置担当課長** 議案第41号につきましてご説明いたします。資料の最初にあるのが基本方針の全文です。最後のページの「杉並区立小中学校適正配置基本方針について」という表題ですが、これに沿って説明いたします。杉並区立小中学校適正配置基本方針素案に対する区民意見を検討した結果、一部修正を加えて次のとおり決定したいと考えております。

1点目は、区民意見の募集結果です。募集期間は、平成16年6月21日(月)から7月12日(月)までの3週間でした。意見総数は84件。内訳は個人が78件、団体が6件です。提出方法は記載のとおりで、ファックス等がいちばん多かったところがございます。

内容の大まかな意見分類は、多い順から記載してあります。少人数学級への意見、例えば30人学級にさせていただきたいといったような学級編制に関する意見が29件ありました。また、個別の学校統合への意見が17件ありました。これは、具体的な学校名を挙げて、この学校について統廃合をしないでいただきたいといったような意見が多くありました。また、方針への全体的な意見ということでは、賛成であるとか、やむを得ないのではないかという意見が13件ほどありました。

また、進め方についての意見もあり、拙速に進めることなく、十分に区民意見を汲み取りながらまとめていただきたいといったような意見が多くありました。また、育てたい人間像への意見、学区の見直しへの意見、学校希望制への意見というものもありました。希望制をこのまま存続しながら、学区変更や統廃合を行うのはいかがかといったような意見があり、その他記載のとおりでございます。

ただ、1つの意見の中に複数の項目にわたっているものもありますので、全体で84件なのですが、その1件の中にはいくつかこういった意見分類の中で仕分けしておりますので、総数そのものについて合致はしておりません。

2点目は、方針素案の修正点です。素案に対して意見が多く提出された項目は、学級編制基準に関して少人数学級への取組みと、小規模校に関して適正規模を下回った場合、直ちに統合されるといった理解からの要望が顕著でありました。

これらのことを踏まえ、裏面のとおり修正を加え、区民・学校関係者の理解を図りながら、基本方針を記載のとおり決定したいということです。

3点目は今後の予定です。決定の方針は庁内、区民事務所、駅前事務所、図書館等の窓口、ならびに区公式ホームページ等に掲載をし、また、教育報に掲載して学校関係者に配付したいと考えております。

裏面はどこに修正を加えたかという点です。1番目になりますが、素案では「学級編制基準は40人としますが、1クラスの人数は現状程度となるよう学校規模を考えていきます」となっていますが、この素案の記載に対して修正を加えています。下線を引いてありますが、「学級編制基準は現行の都基準で定められている40人としますが、子どもたち一人ひとりの個性と能力を大切に、少人数指導に積極的に取り組みます」ということです。修正理由ですが、この意見に盛り込まれたいちばん大きいところがこういったところですので、あらためて表記を明確にしたいと考え修正に至ったものです。

2番目は同趣旨で繰り返しになりますので部分的に削除を加えております。3番目は付け加えですが、「現行の学校における子どもたちの人数はどのくらいであるのか」ということを改めて記載しております。(注)のところですが、「平成16年5月現在 1クラス平均児童・生徒数は小学校31人、中学校33人」ということです。

最後の4番目ですが、素案では「他区の例等を総合的に勘案し、新たな学校、廃止する学校を決めていきます」となっていますが、「他区の例等を総合的に勘案し、新たな学校、廃止する学校を決めていきます。ただし、適正規模に満たない学校を直ちに廃止するものではありません」と修正しております。これが2番目に多かった意見ですが、理解の仕方として、例えば12から18と学級の適正規模が書かれていると、11学級から直ちに統合が始まるのではないかといったご意見が多く見受けられたので、改めてその辺について明確に記載をしたということでした。

本文の訂正、修正箇所は、1ページの下の方で「学級編制基準は」で下線を引いてある部分です。また、4ページのいちばん上の行が繰り返しになっておりますので、削除しました。また、中段の方で適正規模の範囲の枠の下に、(注)書きで改めて児童・生徒数の1クラス平均人数を入れております。5ページですが、先ほど申しました、ただし書きの部分をこの中に書き込みました。私のほうからは以上です。

**委員長** ただいまのご説明に対してのご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

**安本委員** 「区民合意の形成にあたっては、有識者などによる第三者委員会を設置し」というところがあるのですが、これは全区的なものですか。それとも統合される学校のその区域に限ってですか。

**学校適正配置担当課長** お尋ねの第三者委員会でございますが、これは全区的にわたって検討していただくという機関です。

**安本委員** 区民合意の形成ということになると、対象地域の説明会とかいろいろあると思うのですが、それと一緒にするという感じですか。

**学校適正配置担当課長** 基本的に地域での説明は教育委員会が行います。また、区、教育委員会に寄せられたさまざまな意見を、この第三者委員会で一定程度整理し、区民の意見の中にはこんなものが含まれているということをおこなう中で取りまとめ、それを区に伝えるといった内容を持つ委員会と規定しています。

**安本委員** わりあい早めにお作りになるのですか。

**学校適正配置担当課長** この基本方針決定後、第一次適正配置計画のとりまとめにかかります。それを区民に公表した段階では、当然いろいろなご意見が出てきますので、それに合わせて設置していきたいと考えております。

**安本委員** わかりました。ありがとうございました。

**委員長** ほかにご意見ございませんか。特にご異議がなければ原案どおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がないようですので、では、原案どおり可決いたします。それでは庶務課長のほうから次回の日程をお願いします。

**庶務課長** 次回は7月28日水曜日午後2時から定例会を開催いたしますので、よろしくお願いたします。

**委員長** 本日予定していた日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。どうもありがとうございました。